

国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項

1. 発注について

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）では、契約権限のある職員（本部、各研究所、水産大学校の経理責任者等）以外は、契約及び発注を行うことはできません。契約事務は決められた契約担当部署で行いますので、ご理解ご協力をお願いします。

※機構では、研究者が直接発注することはありません。

2. 納品について

機構では、研究計画等に沿って物品（役務）の調達を行っておりますので、納入（履行）期限を厳守してください。

納品検査は、経理責任者等が指定した検査職員が行いますので、納品物と納品書を各契約担当部署から指定された場所にお持ちいただき、検査に合格後、納品いただくようお願いいたします。

納品物の研究室等への搬入は、原則機構の職員が行いますが、重量物や据付けが必要な納品物は、係員立ち会いのもと搬入ください。

なお、検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いいたします。

3. 提出書類について

見積書、納品書などの提出書類には、日付を記入していただくようご協力をお願いいたします。

4. 取引における禁止事項について

調達にあたり贈賄、談合及び癒着などの疑念を持たれないように適正な関係維持に努めていただきますようお願いいたします。また、機構の職員からの依頼に対し、次のような行為を行った場合にも不正・不適切な経理に関与したとみなされますので、絶対に協力しないようお願いいたします。

- 1) 預り金（架空取引を承諾するなどして、代金を保有すること。）
- 2) 差し替え（契約した物品とは異なる物品に差し替え納品すること。）
- 3) 一括払い（契約手続きを行わないまま、随時、物品等を納入した上で、後日、異なる物品等が納品されたとして一括請求すること。）

5. 取引停止について

取引上の不正が発覚した場合は、取引停止等の処分が行われますので、あらかじめご承知置きください。

6. 不正・不適切な取引情報の通報について

機構職員から、次のような行為があった場合は、速やかに下記の通報窓口までご連絡ください。なお、通報したことにより不利益な取り扱いをされることはありません。

- 1) 預け金や差し替え、一括払いの依頼があった場合
- 2) 納品日付けの改ざん、品目、数量、金額の改ざんを要求された場合
- 3) その他、不正経理と思われるような申し入れ等があった場合

7. 情報提供について

機構では、内部監査をはじめ、会計監査法人による監査、研究資金提供者による履行検査、会計検査院による実地検査、国税局による監査等様々な監査・検査が行われます。各種監査・検査時には、関係する取引帳票書類の提出等を依頼することもありますので、ご協力をお願いいたします。

【公的研究費の不正使用に係る通報窓口】

国立研究開発法人水産研究・教育機構 研究戦略部研究支援課
〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4
TEL : 045-788-7971